

奈良工業高等専門学校FD・SD推進委員会規程

令和7年9月11日制定

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教育研究活動等の適切かつ効果的な運営及び学生に対する教育の充実を図るため、FD・SD推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程においてFD（ファカルティ・ディベロップメント）とは、教員の教育内容及び方法を改善し、能力と資質の向上を図るための組織的な取り組みをいい、SD（スタッフ・ディベロップメント）とは、事務職員及び技術職員を含むすべての教職員を対象に必要な知識及び技能を習得させ、その能力と資質の向上を図るための組織的な取り組みをいう。

(業務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議のうえ、実施する。

- 一 授業の内容及び方法の改善に関すること
- 二 FD・SDに係る講演会、研究会及び研修会に関すること
- 三 その他FD・SDに関すること

(組織)

第4条 委員会は、奈良工業高等専門学校運営会議規程（平成17年4月1日制定）第3条各号に掲げる者をもって組織する。

(運営)

第5条 委員会に委員長を置き、副校長（総務・広報担当）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故が生じた場合は、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(他の委員会等との連携)

第6条 委員会は、他の委員会等と相互に連携し、本校のFD・SD活動を効果的に推進する。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、令和7年9月11日から施行する。